

佐世保市英語検定試験検定料補助事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、英語力及び学習意欲の向上を目的として、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定（以下「英検」という。）を受験する生徒の保護者並びに夜間学級に在学する生徒に対して交付する佐世保市英語検定試験検定料補助事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、その年度の第2・3回受験にて、英検5級以上を受験する佐世保市立中学校及び義務教育学校（後期課程）に在籍する生徒の保護者並びに夜間学級に在学する生徒とする。

(補助額)

第3条 補助金の額は、1人上限3,000円とし、受験料が上限に達しない場合は全額を補助するものとする。ただし、同一の試験日に複数の級を受験する場合にあっては、それらの検定料のうちいずれか高い額とする。

2 補助金の交付は、その年度につき、生徒1人あたり1回とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、佐世保市英語検定試験検定料補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類のいずれかを添付し、佐世保市教育委員会を經由して、その年度の第3回の一次試験本会場受験日から30日以内までに、市長に提出しなければならない。

(1) 検定料の支払いを証明する書類等の写し

(2) 受験票の写し

(補助金の交付の決定等)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定し、交付決定の場合は、申請者が指定する口座への補助金振込をもって補助金の交付決定の通知とする。不交付を決定した場合は、佐世保市英語検定試験検定料補助金不交付決定通知書（様式第2号）により、申請者

に通知する。

(補助金の返還)

第6条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けた場合は、当該補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部の返還を命ずることができる。この場合において、市長は、佐世保市英語検定試験検定料補助金交付決定取消・返還命令書(様式第3号)により当該申請者に通知する。

(補助金の交付の手続きの省略)

第7条 この補助金の交付に係る佐世保市補助金等交付規則(以下「規則」という。)第6条、第11条及び第12条の規定による手続きは、規則第19条の規定により省略するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年7月23日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年6月3日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。